

### お墓建立の留意事項について

墓地以外の場所でのお墓の建立は「墓地、埋葬等に関する法律」で禁じられています。(ただし、地区の共同墓地など従前(昭和23年5月以前)から使用されている墓地を除く)  
たとえ自分の土地、または墓地に隣接している土地の場合でも、墓地経営許可を受けていない土地にお墓の建立はできません。  
お墓を新たに建立される際は施工業者、墓地の管理者などに墓地経営許可を受けている場所か確認してください。

●問い合わせ先  
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

### 弁護士無料法律相談

相続、土地、金銭貸借などさまざまなトラブルや日頃の悩みについて弁護士が無料で相談に応じます。  
相談を希望する方は事前に下記まで予約申込のうえ、会場までお越しください。事案(既に関係者から相談を受けている場合など)によっては相談に応じられないことがありますので、予めご了承ください。



■日時 1月30日(月) 13:30~15:00  
※先着3名まで(1人30分程度)  
■場所 げんきの杜  
●申し込み・問い合わせ先  
上毛町社会福祉協議会 TEL 72-2900

### 福岡県特定最低賃金改定のお知らせ

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 特定最低賃金                            | 1時間  |
| 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業                | 903円 |
| 電子製品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 857円 |
| 輸送用機械器具製造業                        | 880円 |
| 百貨店、総合スーパー                        | 824円 |
| 自動車(新車)小売業                        | 870円 |

※効力発生日は平成28年12月10日です。  
※特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間765円)が適用されます。  
詳細は、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先  
福岡労働局 労働基準部 監督課 TEL 092-411-4578

### 不動産に関する無料相談会

不動産に関するご相談・相続・税金などについて、弁護士・税理士・不動産相談員が応じます。事前申込みは不要です。直接、会場へお越しください。

■日時 2月16日(木) 10:00~16:00  
※受付15:00まで  
■場所 行橋商工会議所(行橋市中央1-9-50)  
■定員 相談者の定員数に制限はありません。  
●問い合わせ先  
(公社)福岡県宅地建物取引業協会 TEL 092-631-1717

## 水道をご利用の皆さんに 水道管の防寒対策についてお願い

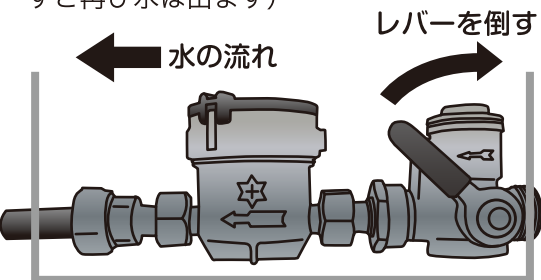
毎年冬の時期には水道管の凍結・破裂による漏水が見られます。むき出しになっている配管や蛇口には保温材を巻くなど防寒対策をお願いします。  
また、毎月初めに水道メーターの検針を行っていますので正確な検針ができるよう、各家庭のメーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりすることはご遠慮ください。

### 宅地内での水道の漏水について

宅地内で水が噴き出した場合の対処方法および漏水の確認方法をお知らせします。

#### ■宅地内で水が噴き出した場合

メーターボックス内の止水栓のレバーを水の流れとは反対側に倒してください。水が止まります。(水の流れと同じ方向に倒すと再び水は出ます)



#### ■漏水が疑われる場合の確認方法

町では毎月検針を行い、「水道使用量のお知らせ」をお渡ししています。前月と比べて心当たりがないのに使用水量が増えている場合は、漏水が疑われます。

- ①すべての蛇口を閉めてください。
- ②水道メーターのパイロットが止まっているか確認してください。  
すべての蛇口を止めていれば水が止まっているはずですのでパイロットが回ることはありません。水を止めているのにパイロットが回っていれば漏水の可能性がります。必要に応じて止水栓のレバーを操作してください。



漏水などが確認された場合は、上毛町指定の工事業者へ修理を依頼してください。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)



## 確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の 受付日程をお知らせします

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。  
※その他、詳細については2月号で掲載します。

| 受付日      | 8:30~12:00      | 13:00~16:30          | 会場                   |
|----------|-----------------|----------------------|----------------------|
| 2月16日(木) | 西友枝(1区、2区)      | 西友枝(3区、4区)           | たいへいの里<br>(大平支所・研修室) |
| 17日(金)   | 東上(1区、2区)       | 東上(3区、4区)            |                      |
| 20日(月)   | 東下西             | 東下東                  |                      |
| 21日(火)   | 土佐井(東・西・一ノ瀬)    | 土佐井(中・新谷)            |                      |
| 22日(水)   | 土佐井(下田井)        | 友枝地区で申告未済の方          | 唐原コミュニティセンター<br>(講堂) |
| 23日(木)   | 原井・有野           | 百留・上唐原(梶屋・薬丸)        |                      |
| 24日(金)   | 上唐原(重吉・保木ノ上・水出) | 上唐原(寺小路)             |                      |
| 27日(月)   | 下唐原東区           | 下唐原西1区               |                      |
| 28日(火)   | 下唐原西2区          | 唐原地区で申告未済の方          | げんきの杜<br>(研修室)       |
| 3月1日(水)  | 矢方              | 緒方                   |                      |
| 2日(木)    | 成恒下             | 成恒上                  |                      |
| 3日(金)    | 安雲西             | 安雲東                  |                      |
| 6日(月)    | 尻高下ノ上、下ノ下       | 尻高上・中                |                      |
| 7日(火)    | 大ノ瀬             | ハツ並                  |                      |
| 8日(水)    | 中村              | 吉岡                   |                      |
| 9日(木)    | 松本              | 宇野西区                 |                      |
| 10日(金)   | 宇野東区            | げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方 |                      |
| 13日(月)   | 宇野垂水            | 垂水上区                 |                      |
| 14日(火)   | 垂水中区            | 垂水下区                 |                      |
| 15日(水)   | 申告未済の方(全地区対象)   | 申告未済の方(全地区対象)        |                      |

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線132)

### 家屋の新増築、取り壊しなどを された場合は手続きが必要です

次に該当する場合は税務課までご連絡ください。

#### ◎家屋を新築、増築したとき

町職員または県職員が、日程調整の上、固定資産税の課税のために評価に伺います。具体的には、間取りや建築資材を確認するもので、所要時間は1時間程度です。



#### ◎家屋の全部もしくは一部を取り壊した場合

町職員が確認に伺いますので速やかにご連絡ください。  
※法務局で滅失登記をされた場合は必要ありません。

#### ◎固定資産税の納税義務者が亡くなった場合

固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者、または納税管理人が亡くなった場合、相続人代表者指定届などの手続きが必要です。

●問い合わせ先  
税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

### 平成28年分の確定申告から マイナンバーの記載が必要です!



平成28年分以降の申告には、申告者ご本人や扶養親族などのマイナンバーの記載と申告者ご本人の本人確認書類(※1)の提示または写しの添付(※2)が必要となります。

- (※1) 本人確認書類とは次のような書類を言います。  
例1:マイナンバーカード  
例2:通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など  
(※2) 郵送または市町を通じて申告書を提出される場合には、申告者ご本人の本人確認書類の写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

●問い合わせ先  
行橋税務署 個人課税第一部門 TEL 0930-23-0580